

寄附金に対する税法上の優遇措置

新潟大学へのご寄附は、法人税法、所得税法による税法上の優遇措置が受けられます。

個人からの寄附 ▶ 所得税の優遇措置

所得税法第78条第2項第2号
地方自治体の条例

- 「新潟大学まなび応援基金」「新潟大学研究等支援基金」へのご寄附は「**税額控除**」と「**所得控除**」のいずれかを選択できます。

本学からお送りする「寄附金領収書」及び「税額控除対象法人証明書(写)」を添付して、確定申告により手続を行なってください。

※詳細については、お近くの税務署または担当の税理士にお問合せください。

- 「新潟大学基金」へのご寄附は「**所得控除**」による優遇措置を受けられます。

本学からお送りする「寄附金領収書」を添付して、確定申告により手続を行なってください。

▶ 税額控除

各寄附者の所得税率に関係なく所得税額から直接寄附金額の約4割を控除

寄附金額を基礎とした控除額を税率に関係なく税額から直接控除されるため、小口の寄附にも減税効果が大きくなります。

【寄附金による税額軽減の例】(控除対象外2,000円)

寄附金額 (寄附金控除対象額(a))	50,000円 (48,000円)	300,000円 (298,000円)
所得税の軽減額 (a)×40%	19,200円	119,200円

【控除限度額】(a)寄附金額が、年間総所得額の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額。控除額は、所得税額の25%が限度。

▶ 所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて控除額を決定

所得控除を行なった後に所得税率をかけるため、所得税率が高い方が減税効果が大きくなります。所得税率は各人の収入により5~45%の範囲で変動します。

【寄附金による税額軽減の例】(控除対象外2,000円)

所得金額 (税率)		所得税の軽減額 (a)×所得税の税率			
		300万円 (10%)	500万円 (20%)	700万円 (23%)	1,000万円 (33%)
寄附金額 (寄附金控除対象額(a))	50,000円 (48,000円)	4,800円	9,600円	11,040円	15,840円
	300,000円 (298,000円)	29,800円	59,600円	68,540円	98,340円

【控除限度額】(a)寄附金額が、年間総所得額の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額。

▶ 個人住民税

寄附をした翌年の1月1日現在、新潟県内にお住まいの方は、寄附した年の翌年の個人住民税が10%軽減されます。

【住民税の軽減の例】

寄附金額50,000円の場合

寄附金控除対象額(a)48,000円(控除対象外2,000円)

[都道府県税](a)×4% 48,000円×4%=1,920円

[市町村税](a)×6% 48,000円×6%=2,880円

法人からの寄附

法人税法第37条第3項第2号

「新潟大学まなび応援基金」「新潟大学研究等支援基金」「新潟大学基金」へのご寄附とも全額損金算入が可能です。

寄附金控除を受けるには

① 所得税と個人住民税の控除を受けようとする場合

「新潟大学まなび応援基金」「新潟大学研究等支援基金」へのご寄附については、本学からお送りする「寄附金領収書」「税額控除対象法人証明書(写)」を、「新潟大学基金」へのご寄附については「寄附金領収書」を添付して、翌年3月15日までに、最寄の税務署で確定申告を行なってください。

※税務署で確定申告を行なうと、所得税と個人住民税の両方の控除を受けることができます。

② 個人住民税のみの控除を受けようとする場合

本学からお送りする「道府県民税・市町村民税控除申告書」に「寄附金領収書」を添付して、翌年3月15日までに、お住まいの市町村税務窓口で申告を行なってください。